

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年4月27日
【発行者の名称】	中山不動産株式会社 (NAKAYAMA FUDOUSAN Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中山 耕一
【本店の所在の場所】	名古屋市中区大須4丁目11番5号
【電話番号】	052-212-6072 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 村中 智光
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	中山不動産株式会社 https://www.nakayamafudousan.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時にける役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期	第16期	第17期
決算年月	2024年1月	2025年1月	2026年1月
売上高 (千円)	3,348,452	5,077,854	7,250,540
経常利益 (千円)	26,013	50,755	182,283
当期純利益 (千円)	26,541	28,990	125,131
資本金 (千円)	1,000	10,000	10,000
発行済株式数 (株)	40,000	40,000	200,000
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
純資産額 (千円)	316,300	345,291	470,422
総資産額 (千円)	2,794,856	3,433,009	4,665,113
1株当たり純資産額 (円)	1,581.50	1,726.46	2,352.11
1株当たり配当額 (円)	-	-	156
(うち、1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	132.71	144.95	625.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	11.3	10.1	10.1
自己資本利益率 (%)	8.8	8.8	30.7
株価収益率 (倍)	9.12	-	-
配当性向 (%)	-	-	24.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△ 539,474	△212,049	△673,664
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	76,671	△143,233	△11,112
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	364,054	409,708	948,731
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	396,090	450,516	714,873
従業員数 (名)	28	43	50
[ほか、平均臨時雇用人員]	[9]	[22]	[21]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第15期及び第16期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 株価収益率は第15期を除き株式取引の実績がなく株価の算定ができないため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を [] 外数で記載しております。

7. 当社は、2025年11月8日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

2 【沿革】

当社は、代表取締役社長である中山耕一が、2009年に不動産の売買仲介をはじめとして創業しました。

2011年不動産買取再販を皮切りに不動産賃貸仲介等を展開し、2012年5月に1棟目の名古屋市中区の賃貸事業用自社保有ビルを取得、事業拡大により2019年12月に現在の名古屋市中区大須4丁目11番5号Z'sビル9Fへ移転、2024年12月に東京支店を開設しました。

年 月	沿 革
2009年2月	資本金1,000千円にて不動産の売買仲介を目的として、愛知県名古屋市熱田区にて中山不動産株式会社設立
2011年4月	名古屋市中区に事務所移転 不動産買取再販を開始
2014年3月	収益不動産の販売（デザイナーズアパート）開始
2019年12月	名古屋市中区大須4丁目11番5号Z'sビル9Fに移転 不動産賃貸仲介を開始
2021年4月	求職者支援訓練事業を開始
2022年2月	賃貸管理事業を開始
2023年1月	普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を実施
2023年4月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場
2024年4月	資本金を1,000千円から10,000千円に増資
2024年12月	東京支店開設
2025年11月	普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施

3 【事業の内容】

当社は、「総合不動産企業として新しい価値を生み出し「未来」を創造していきます。」の理念に基づき、地域密着企業として、名古屋市を中心とした東海3県(愛知県、岐阜県、三重県)及び関東圏の商圏を中心とした不動産業を行っております。

当社は不動産事業として、単一セグメントではありますが、以下当社の事業の区分・商品・サービスについて説明いたします。

事業の区分	区分	商品・サービスの内容
不動産事業	(1) 不動産買取再販	リノベーション住宅、投資家向け中古一棟レジデンス及び土地の販売、売買仲介
	(2) 収益不動産販売	投資家向けの新築アパート及び中古区分所有マンションの販売
	(3) 賃貸管理	賃貸管理業、入居者募集業務
	(4) その他	自社保有不動産の賃貸
その他	(5) 教育CSR事業	求職者支援制度に基づく認定職業訓練の教室運営等

(1) 不動産買取再販においては、不動産仲介業者を通じて中古マンションや戸建住宅を仕入れ、各物件に新築同様のフルリノベーションを施すことで付加価値を高めております。その上で、事前に周辺の相場を綿密に調査し、不動産仲介業者を通じて東海3県及び関東圏で住宅購入を検討されている単身者やファミリー層のお客様に販売しております。また、自社で保有する物件の販売だけでなく、市場に流通している物件の不動産仲介業務も行っております。

多様化するニーズに応えるため、中古一棟レジデンスや中古テナントビル等、投資家向け収益不動産についても、東海3県及び関東圏で不動産仲介業者を通じて仕入れ、外注によりリノベーション工事を実施しております。これらの物件については、不動産仲介業者を通じた顧客に加え、既に収益不動産を保有している投資家を中心に、DMの送付やポータルサイトへの掲載を通じて販売しております。

(2) 収益不動産販売においては、東海3県を中心に、新築アパートや高収益の区分所有マンション等、多様化する投資家ニーズに応える事業を展開しております。新築アパートについては、不動産仲介業者を通じた顧客に加え、既に収益不動産を保有している投資家を主な対象者として、DM等を通じて物件内覧会や個別相談会の案内を行っております。土地の仕入は不動産仲介業者を通じて行い、建設工事は外部に委託しております。区分所有マンションについては、不動産仲介業者を通じて仕入を行い、自社メディアで告知している相談会等を通じて集客した「新たに不動産投資を開始しようとする顧客及び少額から不動産投資を行いたい顧客」を対象に販売をしております。

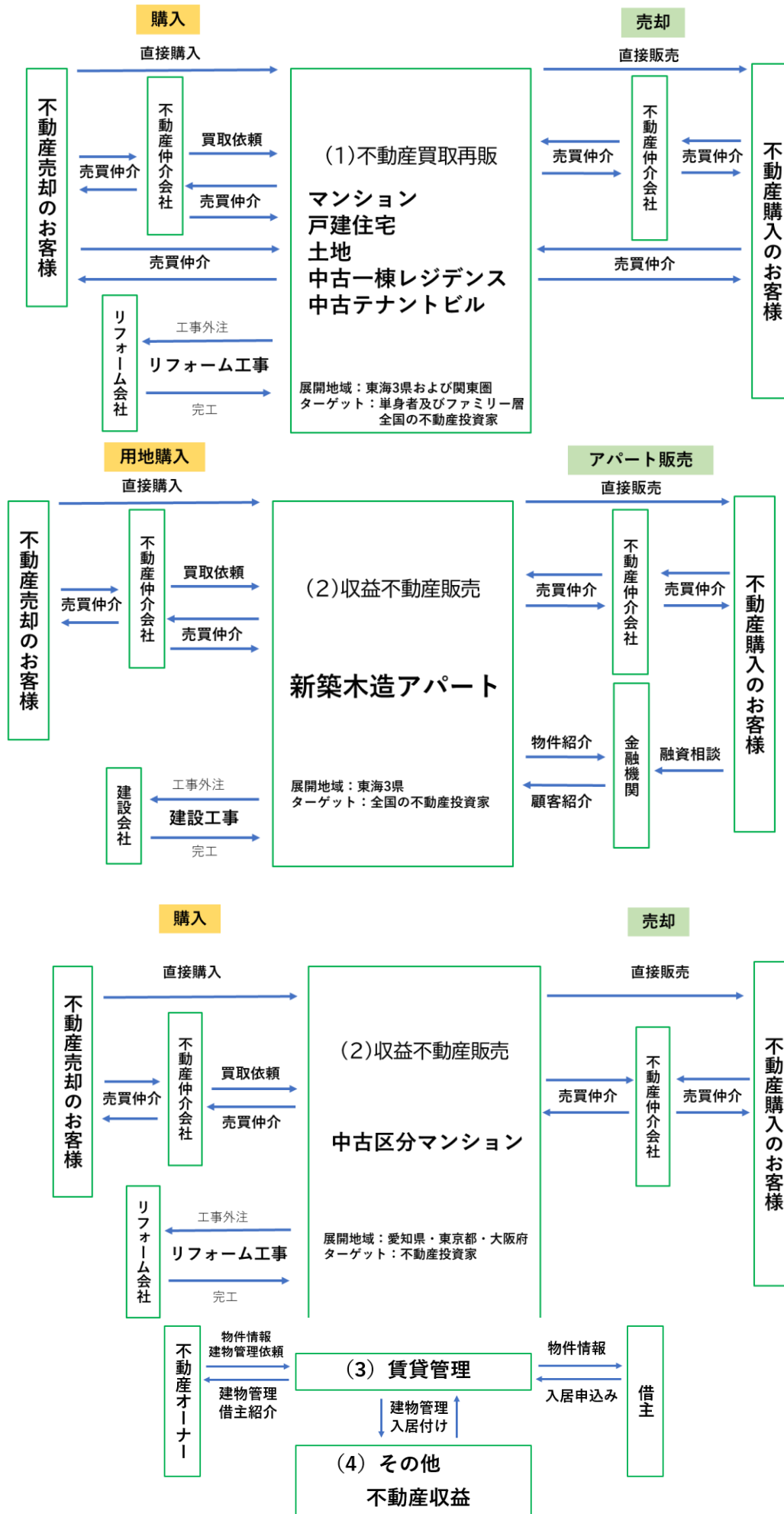
(3) 賃貸管理においては、新築アパート、中古一棟レジデンス等の物件に係る入居者募集を行うとともに、賃料の集金・送金・契約更新・入居者からの苦情相談等、管理業務全般を担っております。また、入居者募集に付随して、ポータルサイトを通じて賃貸用住宅を探している方に物件を紹介し、賃貸仲介業務も行っております。入居後も外部サービスと連携し、24時間緊急駆けつけ等の付帯サービスを提供しております。

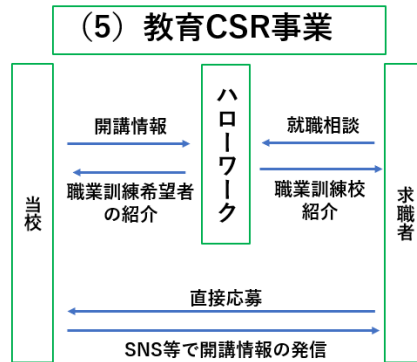
(4) その他として、自社保有のビルや区分マンションの入居者から賃料を得ております。

(5) 教育CSR事業では、求職者支援訓練校の運営などを行っております。

〔事業系統図〕

当社の事業系統図を示すと下記のとおりであります。





4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
50(21)	36.3	2.6	6,186

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を () 外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金並びに諸費用を含んでおります。
 3. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社は不動産買取再販・収益不動産販売・賃貸管理を主体とする不動産事業を行っており、単一セグメントで事業活動を展開しております。

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資の持ち直しに加え、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復を背景として、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、世界的な物価上昇や主要国の金融政策の動向、金融市場の不安定化、地政学的リスクの高まりなどにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

不動産業界を取り巻く環境においても、建築資材価格の高止まりや人手不足による人件費の上昇などを背景とした建築コストの高騰が続いており、引き続き注視すべき状況となっております。

当社が属する収益不動産売買市場においては、国内の長期金利の指標となる新発10年物国債利回りが2.0%台へ上昇し、借入金利の上昇や不動産価格への下押し圧力が懸念される状況にありますが、不動産投資需要は引き続き堅調であり、売買市況は概ね活況を維持しております。また、住宅及びオフィス市場においては、賃上げや物価上昇の影響を背景に、特に都心部の賃料が高水準で推移しております。

こうした環境のもと、当社では収益不動産の販売を中心とした事業展開を進め、新築木造アパートの開発、中古マンション・テナントビルの再生、中古ワンルームのリノベーションなど、投資用不動産の供給拡大に取り組みました。また、東京を中心とした関東エリアへの進出を進めるなど、事業基盤の拡大を図りました。

これらの結果、売上高は7,250,540千円(前年同期比42.8%増加)、営業利益は285,232千円(前年同期比113.7%増加)となりました。

また、営業外収益として解約違約金57,200千円を計上したこと等により、経常利益は182,283千円(前年同期比259.1%増加)、当期純利益は125,131千円(前年同期比331.6%増加)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は714,873千円(前期末比264,357千円増加)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は673,664千円となりました。これは主に販売用不動産の増加505,956千円、仕掛販売用不動産の増加380,783千円、税引前当期純利益184,868千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は11,112千円となりました。これは主に定期預金の払戻しによる収入63,007千円、定期預金の預入れによる支出40,900千円、無形固定資産の取得による支出19,360千円、出資金の払込による支出8,060千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は948,731千円となりました。これは主に短期借入れによる収入5,665,810千円、短期借入金の返済による支出4,809,534千円、長期借入れによる収入345,000千円、長期借入金の返済による支出452,549千円、社債の発行による収入240,928千円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は不動産買取再販・収益不動産販売・賃貸管理を主体とする不動産事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

不動産事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

不動産事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

事業の種別	販売高(千円)	前年同期比(%)
不動産事業 (千円)	7,177,312	43.6
その他 (千円)	73,228	△ 7.8
合計 (千円)	7,250,540	42.8

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先が存在しないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社は、中期的な成長の観点から、下記の課題に取り組む必要があると考えております。

(1) 不動産事業の強化について

競合他社が増加する事業環境の下、当社は、実需向け不動産の買取再販を中心とした事業構成を見直し、継続的な需要が見込まれる収益不動産販売の強化を推進しております。具体的には、販売エリアの拡大、仕入時における明確な判断基準の整備、経験豊富な営業人員の確保及び社内教育の充実を図るとともに、新築アパートに加え、中古一棟レジデンス、中古区分収益マンション等へ取扱商品を拡大してまいります。

(2) 内部管理体制の強化について

当社は、比較的小規模な組織であることから、継続的な成長を支える企業体質を確立する必要があると考えております。

そのため、リスク管理及び業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化を重要な課題と認識しております。今後の事業規模の拡大に備え、各部門における内部管理体制の整備及び適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性の確保に努めてまいります。

(3) 事業資金確保について

不動産事業においては、継続的な投資資金の確保が必要であり、当社は、これらの資金の多くを金融機関からの借入れにより調達してまいりました。

今後も事業資金を安定的に確保するため、多様な資金調達手段の確保に努めることにより、中長期的に安定した成長を可能とする財務基盤の強化を図ってまいります。

(4) 法的規制について

当社は、不動産事業を展開しており、遵守すべき主な法令・規制として、宅地建物取引業法及び賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律があります。したがって、当社は、宅地建物取引業者として宅地建物取引業法に基づく免許を受けるとともに、賃貸住宅管理業者として必要な登録を受けて事業を行っております。

そのため、当社では法令遵守を徹底し、免許等の取消事由や更新欠格事由が発生しないよう努めております。

(5) 人材の確保・育成について

当社は、人材を重要な経営資源と位置付けており、事業拡大に対応するため、優秀な人材の確保及び教育・研修制度の充実が重要な課題であると認識しております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境に関するリスク

① 景気動向や不動産市況の影響について

当社の事業は、景気動向、金利動向、地価動向及び税制等に基づく購買者の購入意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、地価の上昇、住宅税制・消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、当社では、不動産査定及び不動産営業において豊富な経験と高い専門知識を持った人材を多く有しており、不動産にかかるリスクの軽減と同時に、収益の極大化を図ることができるよう市況の動

きに注意を払っておりますが、不動産市況が当社の予測を超え、想定した以上の資産価値の下落を生じるような事態になった場合、これらの動向次第で当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 不動産関連税制の変更について

現在、国策として住宅の取得を推進しているため、不動産取得税の税率軽減措置や固定資産税の負担調整措置等の税負担の軽減措置が講じられております。しかしながら、上記の税負担の軽減措置が行われなくなった場合や不動産関連税制や所得税関連等の税制が変更された場合に、不動産取得・売却時のコストの増加、また住宅購入顧客の購買意欲、賃貸住宅オーナー等の事業意欲の減退等により、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 有利子負債への依存、資金調達について

不動産事業には多額の投資が必要であり、当社は、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。当事業年度末における当社の総資産に占める有利子負債の割合は77%、支払利息は118,680千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して経営成績に影響を与える可能性があります。今後におきましては、資金調達手段の多様化に積極的に取り組むことにより自己資本の充実に注力する方針であります。しかしながら、金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大に必要な資金調達が困難になる場合には、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 感染症等の影響について

各種感染症の流行により、消費マインドの冷え込みによる景気悪化、営業活動の制約、不動産需要の低下等が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社では、社内インフラの整備や感染防止策を講じるとともに、感染又は感染疑いが生じた場合の対応手順を定め、周知徹底することでリスクに備えております。現時点において、感染症の流行による当社の業績への影響は限定的であります。今後、感染症のさらなる拡大により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 不動産事業に関するリスク

① 競合及び価格競争について

当社が扱う東海3県及び関東圏の中古住宅及び投資用物件は、一般的に需要が高いため大小様々な競合他社が多数存在しております。しかしながら、当社は、競合他社の動向や顧客ニーズを的確に把握し、魅力的な商品(間取り、デザイン、価格バランスの良い商品等)の充実に努めること等により、時々の状況に応じた柔軟な仕入及び営業活動を行うことで、リスクの低減に努めておりますが、競合他社の動向によっては価格競争等が生じる場合には、事業計画の遂行に問題が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の管理について

当社が行っている不動産事業において、事業上の重要情報、顧客・取引先等の機密情報や個人情報等を保有しております。これらの情報の外部への不正な流出、漏洩を防止するために、社内研修を通じて社員への啓蒙活動を継続的に実施するなどの施策を講じております。また、管理体制やシステムのセキュリティ対策の強化にも努めております。しかしながら、万が一、当社が保有する個人情報等が、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウィルスの侵入等により社外に漏洩してしまった場合には当社の信用が失墜し、また、損害賠償による損失が発生した場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 物件の売却時期による業績の変動について

当社の不動産販売の売上計上方法は、売買契約を締結した時点ではなく、物件の引渡しを行った時点で計上する引渡基準によっております。そのため、販売用不動産1件あたりの販売規模が比較的大きいことから、物件の

工事進捗状況及び物件販売計画の変更（個別物件の利益率等）等による引渡時期の変更が、当社の業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。また、一取引あたりの金額が高額な物件も取り扱っており、当該物件の売却時期が変更された場合、当社の業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

④ 外注業務について

当社では、アパート建築工事及び取得した中古一棟レジデンス等のリノベーション工事の多くを外部工事業者に外注しており、これによって人件費等の固定費の増加を抑制し、一定の利益水準を確保することを見込んでおります。しかしながら、工事の多くを外注先に依存しているため、今後、仕入件数の増加に伴いそれに見合う外注先を十分に確保できなかった場合、外注先の経営不振や繁忙期等による、労働者の不足に伴い外注価格が上昇する等の場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 自然的・人為的災害及び特定地域に対する依存等について

現在、当社は東海3県及び関東圏を中心に販売用不動産、ならびに収益不動産を保有しておりますが、地震・火災・水害等の自然的災害、大規模な事故やテロ等の人為的災害が発生した場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し、経済環境が悪化する可能性があります。当社では、販売地域を分散することで、災害リスクの分散を図っております。また、原則として、当社が保有する不動産については火災保険を付保しており、不測の事態に備えております。しかしながら、それらが滅失、毀損又は劣化し、販売価値や賃貸収入が著しく減少した場合には、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 販売用不動産の仕入れ及び工事原価について

当社は、東海3県及び関東圏の物件を中心に相場よりも安く不動産を仕入れております。しかしながら、当社がコントロールできない外部要因により、仕入価格が高騰する可能性があります。また、当社が提供しているアパート物件は、木材・建材その他の原材料を使用しております。これらの原材料の価格高騰や為替相場の変動、建築業界における人材不足等を背景とした人件費の高騰等によるコストの上昇を販売価格に転嫁することが難しい場合には、当社の業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

⑦ 在庫リスクについて

当社が行っております事業は、自社商業エリアにおいて需要予測、近隣地域環境、お客様のニーズ等を慎重に分析調査を行ったうえで、中古一棟レジデンス等や建築用地を低価格で仕入れ、物件を企画し、短期間で販売するよう努めております。しかしながら、景気動向、金利動向、地価動向及び税制等の急激な変化等に伴う金融機関の融資動向や消費者動向次第で、当社の計画遂行が困難となり、完成在庫の増加、造成・開発期間の遅延及び棚卸資産の評価損が発生する可能性があり、その場合には当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 契約不適合責任について

当社では、中古一棟レジデンス等や建築用地を購入する際、お客様に提供する物件について品質管理には万全を期しておりますが、売主がその契約不適合（契約の内容に適合しないもの）の責任を負担できない場合や、販売を行った物件に重大な瑕疵があるとされた場合には、直接的な原因が当社以外の責任によるものであったとしても、売主としての契約不適合責任を負う可能性があり当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 資産価値の下落による影響について

当社は、「棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）」及び「固定資産の減損に係る会計基準（平成14年8月9日 企業会計審議会）」を適用しております。当社は、不動産市況動向を常に確認し事業活動を行っており、動向に合わせた仕入を適切に行うよう努めております。しかしながら、経済情勢や不動産市況の悪化による不動産価格の急激な変動等により、事業計画の遂行に重大な問題が

生じ、販売価格の引き下げ等が発生する恐れがあります。

また、当社の棚卸資産及び固定資産について、その資産価値が低下した場合、棚卸資産の簿価切下げもしくは固定資産の減損が発生し、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制について

① 特定人物への依存について

当社では、役員及び幹部社員への情報共有や権限の移譲を進め、創業者である代表取締役社長中山耕一に過度に依存しないような経営体制の整備やノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保及び教育・研修制度の充実が重要な課題となります。しかしながら、今後、計画通りに採用が進まなかった場合においては、事業展開が計画通りに進まず、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 小規模企業組織であることについて

当社は、小規模な組織であると認識しており、内部管理体制も当該組織規模に応じたものとしております。一方で、安定的な事業運営を行うため、欠員が生じた場合でも支障が生じないよう、マニュアル整備等の対策を講じてまいりました。今後の事業拡大を目指していく上で、事業推進に適応した優秀な人材の拡充並びに組織体制の強化が必要であることは認識しており、当社はこの認識のもと、積極的に優秀な人材を採用していく方針へと転換しておりますが、当社の求める人材が適時に確保できない場合や組織的対応及び管理体制の強化が順調に進まない場合は、事業遂行及び拡大に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 訴訟等について

当社が取扱う不動産において、瑕疵等の発生、工事期間中における近隣からのクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性もあります。これらの訴訟等の内容によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

当社が属する不動産業界は、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、国土利用計画法、借地借家法、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律その他の不動産取引、建築及び賃貸管理に関する多数の法令、条例等の規制を受けております。

当社は、これらの法的規制に対応するための体制を整備し、法令遵守の徹底に努めておりますが、今後、これらの法令等の制定、改廃又は運用の変更が生じた場合には、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の主要な事業に係る免許、許可及び登録のうち、その有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められているものは、以下のとおりであります。現時点において、これらの免許、許可及び登録の取消事由又は更新欠格事由に該当する事実は発生しておりませんが、今後、何らかの理由によりこれらの取消し等の処分を受けた場合には、当社の事業活動に重大な支障をきたし、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

許認可の名称	許認可番号	有効期限	取消事項
宅地建物取引業免許	国土交通大臣（1）	自 2024年12月3日	宅地建物取引業法

	第10804号	至 2029年12月 2 日	第66条
賃貸住宅管理業登録	国土交通大臣 (01) 第008739	自 2022年12月16日 至 2027年12月15日	賃貸住宅管理業法 第23条

(6) 大株主の存在について

本発行者情報公表日現在、当社の代表取締役社長中山耕一及び同氏の資産管理会社が当社の発行済株式総数の99.75%を保有しております。

中長期的な安定株主として当社株式を保有しており、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨、確認しております。しかしながら、将来的に当社株式が売却された場合、当社株式の市場価格や流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社が当社取締役と取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性を検討した上で取締役会の承認を得ることとしており、取引の適正性を確保する体制を整備しております。

(7) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

< J-Adviser契約上の義務 >

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

< J-Adviser契約解除に関する条項 >

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、同社(以下「乙」という。)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

- （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

- （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

- （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等

- （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からvii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てのために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。こ

の財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち重要なものについては、「第6 【経理の状況】 【注記事項】 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

総資産は4,665,113千円(前期末比1,232,103千円増加)となりました。流動資産につきましては、4,329,186千円(同1,171,339千円増加)となりました。これは主に、収益物件の販売強化を目的とした販売用不動産の増加505,956千円、仕掛販売用不動産の増加380,783千円、現金及び預金の増加220,500千円等によるものであります。固定資産につきましては、327,183千円(同52,021千円増加)となりました。これは主に繰延税金資産の増加28,837千円等によるものであります。繰延資産につきましては、8,743千円(同8,743千円増)となりました。これは、社債発行費の増加8,743千円によるものであります。

(負債の部)

総負債は4,194,690千円(前期末比1,106,972千円増加)となりました。流動負債につきましては、3,420,204千円(同1,091,313千円増加)となりました。これは主に、販売用不動産を借入で調達したことに伴う短期借入金の増加856,276千円等によるものであります。固定負債につきましては、社債の増加等により、前事業年度末に比べ15,658千円増加し、774,485千円となりました。

(純資産の部)

純資産につきましては470,422千円(前期末比125,131千円増加)となりました。これは、当期純利益の125,131千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度に実施した設備投資総額は21,765千円（ソフトウェア仮勘定を含む。）であり、その主なものは、基幹システム開発費用であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、次のとおりであります。

2026年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
		建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
本社 (名古屋市中区)	本社設備	60,565	8,818	11,642	-	21,532	102,558	47(21)
東京支店 (東京都港区)	事務所設備	11,622	3,208	2,078	-	-	16,909	3(-)
名古屋地区 物件(2棟)	賃貸用不動産	15,136	-	-	18,861 (122.62)	-	33,997	-

(注) 1. 当社は、不動産買取再販・収益不動産販売・賃貸管理を主体とする不動産事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（）外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2026年1月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年4月27日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	800,000	600,000	200,000	200,000	-	-

(注) 2025年10月21日の取締役会決議に基づき、2025年11月8日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は640,000株増加し、800,000株となっております。また、発行済株式総数は160,000株増加し、200,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年1月31日 (注)1	39,980	40,000	-	1,000	-	-
2024年4月30日 (注)2	-	40,000	9,000	10,000	-	-
2025年11月8日 (注)3	160,000	200,000	-	10,000	-	-

(注) 1. 株式分割(1 : 2,000)によるものであります。

2. 2024年4月26日開催の株主総会決議に基づき、利益剰余金の額の減少を行い、その金額を資本金に組み入れたものであります。

3. 株式分割(1 : 5)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	2	-	-	1	3	-
所有株式数（単元）	-	-	-	1,005	-	-	995	2,000	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	50.25	-	-	49.75	100.00	-

(7) 【大株主の状況】

2026年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
S & K株式会社	愛知県名古屋市中区千代田3丁目18番6号	100,000	50.00
中山耕一	愛知県名古屋市中区	99,500	49.75
株式会社秀陽	愛知県名古屋市中区新栄2丁目44番20号	500	0.25
計	-	200,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 200,000	2,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	200,000	-	-
総株主の議決権	-	2,000	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な政策の一つとして位置付けており、業績の状況、経営環境及び中長期的な財務体質等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当について、中間配当及び期末配当の年2回行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり156円とし、配当性向は24.9%としております。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りながら、配当性向25%を目安として実施していく方針であります。

なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業展開等に活用していく方針であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期
決算年月	2024年1月	2025年1月	2026年1月
最高(円)	6,050	-	-
最低(円)	6,050	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2023年4月26日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年8月	9月	10月	11月	12月	2026年1月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年8月から2026年1月については、売買実績はありません。

5 【役員 の 状 況】

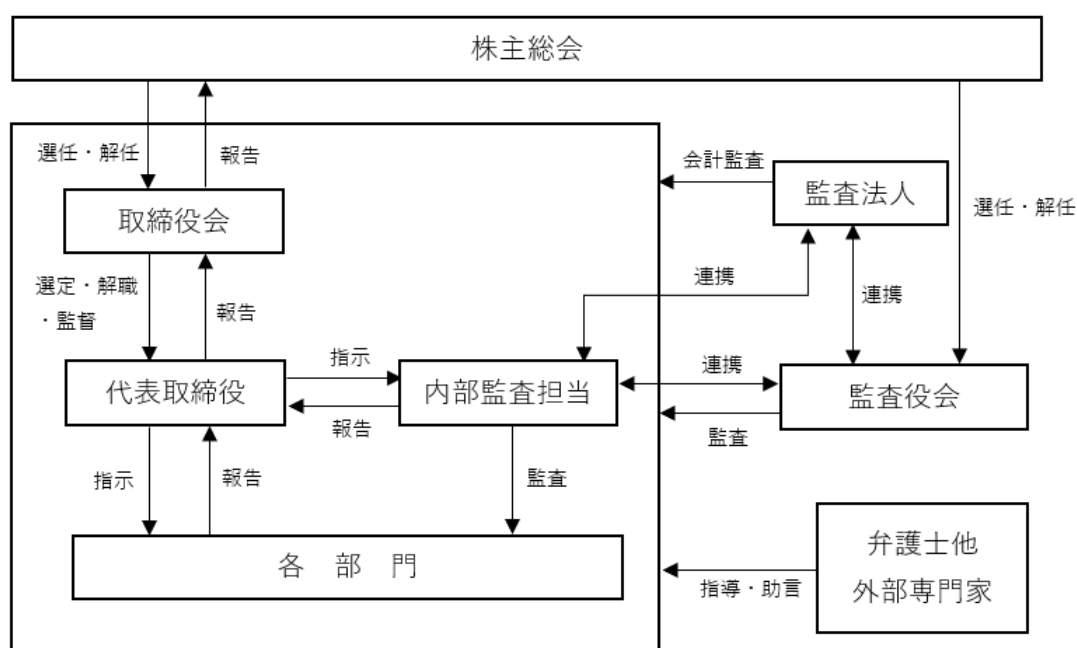
男性 7名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数(株)
代表取締役社長	中山 耕一	1977年11月21日	2000年4月 石原住宅株式会社 入社 2001年4月 近鉄不動産株式会社 入社 2004年4月 有限会社池田商店 入社 2008年4月 アイエス不動産株式会社 入社 2009年2月 当社設立 代表取締役就任 (現任) 2014年9月 グローバルテック株式会社 設立 代表取締役就任 2021年1月 グローバルテック株式会社 解散 2025年11月 S&K株式会社 設立 代表取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	199,500 (注6)
取締役 不動産事業 本部長	服部 拓也	1987年4月14日	2006年4月 東海ゴム工業株式会社(現 住友理工株式 会社) 入社 2006年9月 エベレスト工業株式会社 入社 2011年4月 ルトライクECO株式会社 入社 2018年4月 当社入社 2025年4月 取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	-
取締役 内部監査室長	高松 孝次	1980年4月10日	2003年4月 株式会社ナカタケ 入社 2008年10月 クオリティディベロップメント株式会社 入社 2010年4月 株式会社プラスアクト 入社 2010年12月 株式会社C-ACTION 設立 2015年9月 当社入社 2022年1月 取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	-
取締役	岩田 圭弘	1986年2月17日	2009年4月 株式会社キーエンス 入社 2015年10月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式 会社 入社 2016年10月 株式会社キーエンス 入社 2020年10月 アスエネ株式会社 入社 2020年12月 同社取締役就任 2025年5月 Exgrowth株式会社 設立 代表取締役就任 (現任) 2026年4月 当社取締役就任 (現任)	(注1) (注4)	-	-
常勤監査役	竹内 寛	1957年11月23日	1981年4月 株式会社日本交通公社(現 株式会社JTB) 入社 1995年1月 アクサ生命保険株式会社 入社 2002年6月 東建コーポレーション株式会社 入社 2008年4月 株式会社メディサイエンスプランニング 入社 2008年11月 同社内部監査室長 2011年12月 同社執行役員人事総務部長 2017年1月 ダイセーエブリー二十四株式会社 入社 内部監査室長 2020年11月 株式会社リンクウィズ 入社 2021年10月 同社常勤監査役 2025年4月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注2)	(注3)	-
監査役	稲葉 有俊	1979年2月23日	2006年12月 あらた監査法人(現 PwC Japan有限責任 監査法人) 入所 2013年7月 株式会社シグナル 入社 取締役 (現任) 2014年9月 公認会計士 稲葉有俊会計事務所 設立 2016年4月 税理士法人ブレインワン 入所 代表社員 (現任) 2021年4月 当社監査役就任 (現任)	(注2) (注5)	(注3)	-
監査役	須藤 裕昭	1973年2月4日	2000年11月 司法試験合格 2002年10月 弁護士登録(55期) 2002年11月 「あさひ法律事務所」(現「西村あさひ法 律事務所」)入所 2004年10月 「ブナの森法律事務所」入所 2015年7月 「中央総研須藤法律事務所」設立・所長就 任 2025年4月 当社監査役就任 (現任)	(注2) (注5)	(注3)	-
計						199,500

- (注) 1. 取締役の任期は、2026年4月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、以下の通りとなります。
- (1) 監査役稲葉有俊は、2023年1月31日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- (2) 常勤監査役竹内寛及び監査役須藤裕昭は、2025年4月25日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 2026年1月期における役員報酬の総額は120,526千円を支給しております。
4. 岩田圭弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 稲葉有俊氏及び須藤裕昭氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 代表取締役社長中山耕一の所有株式数には、同氏の資産管理会社であるS&K株式会社が所有する株式数を含めて記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最重要課題と認識しております。また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締

役の職務執行を監督しております。

2) 監査役会

当社の監査役会は、3名の監査役で構成されております。

監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

3) 内部監査

当社の内部監査は、内部監査室が主管部署として実施しております。内部監査室は、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、当社の業務全般について、その適法性、適正性及び効率性の観点から監査を実施しております。

内部監査の結果並びに改善状況につきましては、内部監査室より代表取締役社長に対して内部監査報告書を提出し、必要に応じて改善提言を行う体制としております。

なお、内部監査室、監査役及び監査法人は、適宜意見交換及び情報共有を行い、相互に連携することで、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

4) 会計監査

当社は、2022年1月期よりかがやき監査法人と監査契約を締結し、当事業年度においても独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、当事業年度の監査を執行した公認会計士は林幹根氏、牛丸智詞氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、会計士試験資格合格者等1名、その他2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、代表取締役より選任された内部監査責任者及び内部監査担当者が業務を監査しております。なお、各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理責任者を設置し、管理本部長がこれに当たることとしております。また、リスク管理責任者は役職員を指揮し、情報の一元化を行っております。なお、当社は企業経営及び日

常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社は社外監査役2名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役である稲葉有俊氏及び須藤裕昭氏は、当社との間には人的関係、資本的关系、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

当社はさらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化や専門知識、経験及び意思決定の妥当性の確保の為、2026年4月24日開催の定時株主総会で社外取締役1名を選任しております。社外取締役である岩田圭宏氏は、当社との間には人的関係、資本的关系、又は、取引関係その他利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役、又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は、方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしており、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、支配株主を含む関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締 役を除く)	110,026	110,026	-	-	4
監査役(社外監査 役を除く)	6,300	6,300	-	-	1
社外役員	4,200	4,200	-	-	2

(注) 上記報酬等の総額、基本報酬及び対象となる役員の員数には、2025年4月25日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります。

⑮ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑩ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬(千円)
11,000	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、監査日程等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当事業年度（2025年2月1日から2026年1月31日まで）の財務諸表について、かがやき監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年1月31日)		当事業年度 (2026年1月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※3	567,516	※3	788,016
売掛金		22,637		24,820
販売用不動産	※2※3	1,918,605	※3	2,424,562
仕掛販売用不動産	※3	563,453	※3	944,237
前渡金		48,473		78,310
前払費用		28,497		45,501
その他		9,110		29,347
貸倒引当金		△ 447		△ 5,610
流動資産合計		3,157,847		4,329,186
固定資産				
有形固定資産				
建物	※3	96,956	※3	87,324
車両運搬具		19,815		12,027
工具、器具及び備品		20,788		13,720
土地	※2※3	18,861	※3	18,861
リース資産		2,777		1,655
有形固定資産合計	※1	159,198	※1	133,589
無形固定資産				
ソフトウェア		836		516
ソフトウェア仮勘定		-		19,360
無形固定資産合計		836		19,876
投資その他の資産				
出資金		15,300		23,360
長期前払費用		9,771		13,799
長期預金		22,500	※3	33,800
保険積立金	※3	27,283	※3	31,866
繰延税金資産		31,005		59,842
その他		9,267		11,049
投資その他の資産合計		115,126		173,717
固定資産合計		275,162		327,183
繰延資産				
社債発行費		-		8,743
繰延資産合計		-		8,743
資産合計		3,433,009		4,665,113

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	172,785	155,339
短期借入金	※3 1,765,724	※3 2,622,000
1年内償還予定の社債	20,000	64,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 128,758	※3 178,156
未払金	30,826	91,784
未払費用	46,274	24,494
未払法人税等	35,317	67,623
リース債務	1,234	1,066
契約負債	16,631	23,055
賞与引当金	35,179	63,966
完成工事補償引当金	6,672	5,232
その他	69,488	123,486
流動負債合計	2,328,891	3,420,204
固定負債		
社債	30,000	202,000
長期借入金	※3 701,537	※3 544,590
長期未払金	20,020	14,230
リース債務	1,901	834
資産除去債務	1,912	1,912
その他	3,455	10,918
固定負債合計	758,826	774,485
負債合計	3,087,718	4,194,690
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	335,291	460,422
利益剰余金合計	335,291	460,422
株主資本合計	345,291	470,422
純資産合計	345,291	470,422
負債純資産合計	3,433,009	4,665,113

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2024年2月1日 2025年1月31日)	(自 至	2025年2月1日 2026年1月31日)
売上高	※1	5,077,854	※1	7,250,540
売上原価	※5	4,125,840	※5	5,920,197
売上総利益		952,013		1,330,343
販売費及び一般管理費	※2	818,569	※2	1,045,111
営業利益		133,444		285,232
営業外収益				
受取利息及び配当金		142		767
助成金収入		168		30
受取保険金		489		13,297
受取手数料		274		157
為替差益		166		401
解約違約金収入		-		57,200
その他		123		486
営業外収益合計		1,365		72,340
営業外費用				
支払利息		78,159		118,680
支払手数料		-		40,717
その他		5,895		15,891
営業外費用合計		84,055		175,289
経常利益		50,755		182,283
特別利益				
固定資産売却益	※3	3,997	※3	4,034
特別利益合計		3,997		4,034
特別損失				
固定資産除却損	※4	6,403	※4	1,449
特別損失合計		6,403		1,449
税引前当期純利益		48,348		184,868
法人税、住民税及び事業税		41,873		88,574
法人税等調整額		△ 22,515		△ 28,837
法人税等合計		19,358		59,736
当期純利益		28,990		125,131

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)		当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 販売用不動産取得費		3,945,793	95.7	5,740,970	97.0
II 経費	※1	174,951	4.2	179,226	3.0
III 他勘定振替高		-	-	-	-
IV 他勘定受入高	※2	5,094	0.1	-	-
		4,125,840	100.0	5,920,197	100.0

(注) 1. 主な内容は、支払手数料であります。

2. 他勘定受入高の内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
土地	5,094	-

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主 資本 合計	
		その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	1,000	315,300	315,300	316,300	316,300
当期変動額					
利益剰余金から資本 金へ振替	9,000	△9,000	△9,000	-	-
当期純利益		28,990	28,990	28,990	28,990
当期変動額合計	9,000	19,990	19,990	28,990	28,990
当期末残高	10,000	335,291	335,291	345,291	345,291

当事業年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主 資本 合計	
		その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	10,000	335,291	335,291	345,291	345,291
当期変動額					
利益剰余金から資本 金へ振替			-	-	-
当期純利益		125,131	125,131	125,131	125,131
当期変動額合計	-	125,131	125,131	125,131	125,131
当期末残高	10,000	460,422	460,422	470,422	470,422

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)		(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益	48,348		184,868	
減価償却費	32,120		26,222	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 4,034		5,163	
賞与引当金の増減額(△は減少)	19,914		28,786	
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	2,196		△ 1,440	
受取利息及び受取配当金	△ 142		△ 767	
支払利息	78,159		118,680	
固定資産売却益	△ 3,997		△ 4,034	
固定資産除却損	6,403		1,449	
売上債権の増減額(△は増加)	2,890		△ 2,183	
販売用不動産の増減額(△は増加)	△ 397,552		△ 505,956	
仕掛販売用不動産の増減額(△は増加)	△ 7,641		△ 380,783	
有形固定資産から販売用不動産への振替	5,094		-	
仕入債務の増減額(△は減少)	34,943		△ 17,445	
未払金の増減額(△は減少)	4,975		60,932	
その他資産の増減額(△は増加)	△ 28,389		△ 56,602	
その他負債の増減額(△は減少)	71,284		45,982	
小計	△ 135,425		△ 497,128	
利息及び配当金の受取額	141		749	
利息の支払額	△ 77,745		△ 121,016	
法人税等の還付額	8,119		-	
法人税等の支払額	△ 7,138		△ 56,268	
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 212,049		△ 673,664	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入れによる支出	△ 121,000		△ 40,900	
定期預金の払戻しによる収入	66,001		63,007	
出資金の払込による支出	△ 3,350		△ 8,060	
有形固定資産の取得による支出	△ 78,594		△ 2,480	
有形固定資産の売却による収入	4,531		4,777	
無形固定資産の取得による支出	-		△ 19,360	
保険積立金の積立による支出	△ 4,644		△ 4,582	
その他	△ 6,177		△ 3,514	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 143,233		△ 11,112	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入	4,155,142		5,665,810	
短期借入金の返済による支出	△ 3,945,368		△ 4,809,534	
長期借入れによる収入	493,000		345,000	
長期借入金の返済による支出	△ 267,396		△ 452,549	
社債の発行による収入	-		240,928	
社債の償還による支出	△ 20,000		△ 34,000	
リース債務の返済による支出	△ 1,234		△ 1,234	
割賦債務の返済による支出	△ 4,434		△ 5,689	
財務活動によるキャッシュ・フロー	409,708		948,731	
現金及び現金同等物の換算差額	-		401	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	54,425		264,357	
現金及び現金同等物の期首残高	396,090		450,516	
現金及び現金同等物の期末残高	※ 450,516		※ 714,873	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～35年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合責任等の補修費用に備えるため、当事業年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

① 不動産販売

不動産販売については、顧客に不動産を引き渡す義務を負っており、引き渡した時点で当該履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

② 賃貸管理

賃貸管理業務及びこれに付随する賃貸仲介業務については、顧客との契約に基づき定められたサービスを提供する義務を負っており、当該サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

③ 不動産賃貸

当社は当社保有のビルや区分マンションの入居者から賃料を得ており、不動産賃貸については、「リース取引に関する会計基準」に従い、不動産賃貸借契約期間の経過に応じて「その他の源泉から生じる収益」として収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表の作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。その他の控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
販売用不動産	1,918,605	2,424,562
仕掛販売用不動産	563,453	944,237
棚卸資産評価損(売上原価)	6,940	15,710

なお、棚卸資産評価損は戻入額と相殺した後のものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、販売用不動産及び仕掛販売用不動産(以下「販売用不動産等」という。)について、取得原価をもって貸借対照表価額とし、収益性の低下により、期末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

販売用不動産等に係る正味売却価額は、物件ごとの事業計画に基づき、販売見込額から見積販売直接経費を控除して算定しております。販売見込額については、居住用不動産は同種物件の実際の成約価格、物件の立地、規模、築年数及び期末における販売状況等を勘案して見積っております。投資用不動産は、近隣物件及び同種物件の過去実績等を基礎として、想定賃料収入、稼働状況、想定利回り、実際の成約価格及び期末における販売状況等を勘案して見積っております。

正味売却価額の見積りに用いた主要な仮定は、居住用不動産及び投資用不動産の販売見込額であります。これらの仮定は、景気動向、金利動向、地価動向、不動産市況及び住宅税制等の影響を受けるため、不確実性を伴います。

そのため、正味売却価額の見積りに用いた仮定について見直しが必要となった場合には、翌事業年度の財務諸表において棚卸資産評価損を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての

定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

従来、固定負債に一括掲記していた「社債」は、当事業年度において負債及び純資産の額の合計の100分の5を超えたため当事業年度において一部を「1年内償還予定の社債」として区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」の「社債」に表示していた50,000千円は、「固定負債」の「社債」30,000千円、「流動負債」の「1年内償還予定の社債」20,000千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他負債の増減額」に含めていた「未払金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他負債の増減額」に表示していた76,260千円は、「その他負債の増減額」71,284千円、「未払金の増減額」4,975千円として組み替えております。

(収益認識関係)

当事業年度より、収益の分解情報について区分を変更しております。詳細は収益認識に関する注記をご参照ください。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	72,786	79,788

※2 保有目的の変更

前事業年度(2025年1月31日)

固定資産として計上されていた「土地」5,094千円を保有目的の変更により、「販売用不動産」に振り替えております。

当事業年度(2026年1月31日)

該当事項はありません。

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
現金及び預金(定期預金)	45,000	60,000
販売用不動産	1,675,352	2,194,419
仕掛販売用不動産	562,053	871,715
建物	16,224	15,136
土地	18,861	18,861
長期預金	-	10,000
保険積立金	27,283	31,866
計	2,344,774	3,201,998

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
短期借入金	1,705,724	2,622,000
1年内返済予定の長期借入金	48,246	106,141
長期借入金	287,880	258,023
計	2,041,850	2,986,164

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
役員報酬	82,311	120,526
給料手当	203,611	269,584
賞与引当金繰入額	35,179	73,518
支払手数料	95,389	95,193
減価償却費	32,120	26,142
貸倒引当金繰入額	63	5,163
おおよその割合		
販売費	43.4%	44.5%
一般管理費	56.6%	55.5%

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
車両運搬具	3,997	4,034

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
建物	271	1,353
車両運搬具	-	0
工具、器具及び備品	181	96
ソフトウェア	5,950	-
計	6,403	1,449

※5 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
棚卸資産評価損	6,940	15,710

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	-	-	40,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	160,000	-	200,000

(注) 普通株式の発行済株式の増加理由は、2025年11月8日付で普通株式1株につき5株に分割したことによるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年4月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	31,200	156.00	2026年1月31日	2026年4月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
現金及び預金	567,516	788,016
預入期間が3か月を超える定期預金	△117,000	△83,611
預け金(流動資産その他)	-	10,467
現金及び現金同等物	450,516	714,873

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、コンピューターサーバー及び複合機であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び社債並びに新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る運転資金の調達を目的としております。また、借入金及び社債は、流動性リスク及び借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行い

ます。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金については、定期的に市場金利の状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金等については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

資金調達時には、金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。また、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年1月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期預金	22,500	22,111	△388
資産計	22,500	22,111	△388
社債（1年内償還予定を含む）	50,000	49,362	△637
長期借入金（1年内返済予定を含む）	830,295	818,594	△11,700
長期未払金（1年内期限到来を含む）	25,295	23,760	△1,534
負債計	905,590	891,717	△13,872

当事業年度（2026年1月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期預金	33,800	33,053	△746
資産計	33,800	33,053	△746
社債（1年内償還予定を含む）	266,000	262,709	△3,290
長期借入金（1年内返済予定を含む）	722,746	709,384	△13,361
長期未払金（1年内期限到来を含む）	19,606	19,035	△570
負債計	1,008,352	991,129	△17,222

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、また、リース債務について重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
出資金	15,300	23,360

4. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	567,516	-	-	-
売掛金	22,637	-	-	-
長期預金	-	22,500	-	-
合計	590,153	22,500	-	-

当事業年度（2026年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	788,016	-	-	-
売掛金	24,820	-	-	-
長期預金	-	33,800	-	-
合計	812,837	33,800	-	-

5. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,765,724	-	-	-	-	-
社債	20,000	20,000	10,000	-	-	-
長期借入金	128,758	171,887	119,050	108,340	92,639	209,621
長期未払金	5,689	5,689	5,689	5,689	2,008	530
合計	1,920,171	197,576	134,739	114,029	94,647	210,151

当事業年度（2026年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,622,000	-	-	-	-	-
社債	64,000	54,000	46,000	28,000	28,000	46,000
長期借入金	178,156	124,402	221,702	85,271	43,042	70,173
長期未払金	5,689	5,689	5,689	2,008	530	-
合計	2,869,845	184,091	273,391	115,279	71,572	116,173

3. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2025年1月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	-	22,111	-	22,111
資産計	-	22,111	-	22,111
社債 (1年内償還予定を含む)	-	49,362	-	49,362
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	-	818,594	-	818,594
長期未払金 (1年内期限到来を含む)	-	23,760	-	23,760
負債計	-	891,717	-	891,717

当事業年度 (2026年1月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	-	33,053	-	33,053
資産計	-	33,053	-	33,053
社債 (1年内償還予定を含む)	-	262,709	-	262,709
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	-	709,384	-	709,384
長期未払金 (1年内期限到来を含む)	-	19,035	-	19,035
負債計	-	991,129	-	991,129

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期預金

長期預金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債 (1年内償還予定を含む)、長期借入金 (1年内返済予定を含む)、長期未払金 (1年内期限到来を含む)

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年1月31日)		当事業年度 (2026年1月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金	11,934	千円	22,025	千円
未払事業税	3,771		7,128	
未払社会保険料	2,143		1,315	
棚卸資産評価損	2,354		7,799	
完成工事補償引当金	2,263		1,801	
減価償却超過額	4,894		9,313	
資産除去債務	648		674	
固定資産除却損	2,018		2,048	
貸倒引当金	386		2,143	
未払金	-		4,616	
その他	1,129		1,399	
繰延税金資産小計	31,545		60,266	
評価性引当額	-		-	
繰延税金資産合計	31,545		60,266	
繰延税金負債				
資産除去債務相当資産	△540		△423	
繰延税金負債合計	△540		△423	
繰延税金資産の純額	31,005		59,842	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
法定実効税率 (調整)	33.93%	34.43%
住民税均等割	0.63%	0.18%
賃上げ促進税制	△12.47%	△8.26%
交際費等の損金不算入額	19.00%	6.70%
その他	△1.05%	△0.74%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	40.04%	32.31%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.43%から35.28%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(表示方法の変更)

前事業年度において、顧客との契約から生じる収益の分解情報については、「不動産買取再販」、「収益不動産販売」、「賃貸仲介」及び「求職者支援訓練事業」と区分して表示しておりましたが、当事業年度より、当社の収益構造を、より投資者等への理解に資するため「居住用物件販売」、「投資用物件販売（新築1棟）」、「投資用物件販売（中古1棟）」、「投資用物件販売（1R）」、「賃貸管理」及び「教育CSR事業」へと区分を変更して表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度について注記の組替えを行っております。

前事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(単位：千円)

	不動産事業	その他	合計
居住用物件販売	675,893	-	675,893
投資用物件販売（新築1棟）	2,172,044	-	2,172,044
投資用物件販売（中古1棟）	1,420,124	-	1,420,124
投資用物件販売（1R）	574,729	-	574,729
賃貸管理	32,892	-	32,892
教育CSR事業	-	79,465	79,465
顧客との契約から生じる収益	4,875,685	79,465	4,955,151
その他の収益	122,702	-	122,702
外部顧客への売上高	4,998,388	79,465	5,077,854

(注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

当事業年度(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

(単位：千円)

	不動産事業	その他	合計
居住用物件販売	468,818	-	468,818
投資用物件販売（新築1棟）	2,390,898	-	2,390,898
投資用物件販売（中古1棟）	3,184,939	-	3,184,939
投資用物件販売（1R）	865,743	-	865,743
賃貸管理	63,334	-	63,334
教育CSR事業	-	73,228	73,228
顧客との契約から生じる収益	6,973,735	73,228	7,046,963
その他の収益	203,576	-	203,576
外部顧客への売上高	7,177,312	73,228	7,250,540

(注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
契約負債（期首残高）	13,627	16,631
契約負債（期末残高）	16,631	23,055

契約負債は、主に不動産売買契約に係る顧客から手付金等として受領した前受金に関するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は16,631千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産買取再販・収益不動産販売・賃貸管理を主体とする不動産事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書の売上高に占める不動産事業の割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書の売上高に占める不動産事業の割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

前事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
1株当たり純資産額	1,726円46銭	2,352円11銭
1株当たり当期純利益	144円95銭	625円66銭

(注) 1. 当社は、2025年11月8日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度末 (2025年1月31日)	当事業年度末 (2026年1月31日)
純資産の部の合計額(千円)	345,291	470,422
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	345,291	470,422
普通株式の期末株式数(株)	200,000	200,000

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	28,990	125,131
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	28,990	125,131
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、2026年3月10日の取締役会において、販売用不動産の取得資金として、下記のとおり資金の借入れを行うことを決議し、同日付で借入れを実行いたしました。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 借入先 | イオ信用組合 |
| (2) 借入金額 | 312,900千円 |
| (3) 借入実行日 | 2026年3月10日 |
| (4) 借入期間 | 1年 |
| (5) 金利 | 固定金利 |
| (6) 担保提供資産の有無 | 有 |
| (7) 資金使途 | 販売用不動産の取得 |

(有償ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2026年4月24日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり、有償ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 新株予約権の総数 | 100個 |
| (2) 目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式10,000株(新株予約権1個につき100株) |
| (3) 発行価額 | 新株予約権1個当たり16,550円 |
| (4) 行使価額 | 1株当たり5,000円 |

- (5) 増加する資本金及び資本剰余金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 行使期間 2027年10月1日から2037年9月30日までとする。
- (7) 譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、2027年1月期の事業年度において、当社の監査済みの損益計算書に記載された営業利益が501百万円を超過した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。
国際財務報告基準の適用等により、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
また、上記の営業利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正後営業利益をもって判定するものとする。
 - ② 新株予約権者は、上記①の条件を充足した場合であっても、本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した日から1年を経過する日までは、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の50%を上限として行使することができるものとする。なお、1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。
また、行使可能となっていない残りの新株予約権については、当該上場日から1年を経過した日以後に行使することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、新株予約権者が死亡した場合における相続人による行使、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
また、前記に該当しない事由により退任又は退職した場合であっても、当社が特に認めたときは、退任又は退職の日から1ヵ月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - ④ 以下の事由が発生した場合には、上記条件の該非にかかわらずかかる事由の発生時点以後、本新株予約権を行使することができない。
 - (i) 新株予約権者が、破産手続開始又は個人再生手続開始の申立てを受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合。
 - (ii) 新株予約権者が、当社又は当社の適格子会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会の決議）により判断された場合、その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会の決議）により判断された場合。
 - (iii) 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合。
 - ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、当社が指定する1名に限り、本新株予約権を承継することができる。また、当該相続人は、当社が合理的に指定する書類を提出した場合に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
 - ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑦ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑧ 本新株予約権割当契約に違反した場合には、行使できないものとする。
 - ⑨ 本新株予約権者は、上記①乃至⑧の定めにかかわらず、本新株予約権の目的である当社の普通株式がTOKYO PRO Marketを除く日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合は、本新株予約権を行使することができないものとする。
- (9) 割当日 2026年5月18日
- (10) 割当対象者 当社取締役4名 41個、当社従業員9名 59個

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	115,805	736	2,136	114,405	27,080	9,015	87,324
車両運搬具	42,530	-	17,317	25,213	13,186	7,044	12,027
工具、器具及び備品	49,003	1,668	1,557	49,114	35,393	8,640	13,720
リース資産(有形)	5,784	-	-	5,784	4,128	1,122	1,655
土地	18,861	-	-	18,861	-	-	18,861
有形固定資産計	231,985	2,405	21,011	213,378	79,788	25,822	133,589
無形固定資産							
ソフトウェア	2,800	-	938	1,861	1,345	320	516
ソフトウェア仮勘定	-	19,360	-	19,360	-	-	19,360
無形固定資産計	2,800	19,360	938	21,221	1,345	320	19,876
長期前払費用	9,771	8,081	4,053	13,799	-	-	13,799
繰延資産							
社債発行費	-	9,850	-	9,850	1,107	1,107	8,743
繰延資産計	-	9,850	-	9,850	1,107	1,107	8,743

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回 無担保社債	2022年 2月25日	50,000	30,000 (20,000)	0.33	無担保社債	2027年 2月25日
第2回 無担保社債	2025年 6月25日	-	186,000 (28,000)	0.83	無担保社債	2032年 6月25日
第3回 無担保社債	2025年 12月25日	-	50,000 (16,000)	1.20	無担保社債	2028年 12月25日
合計	-	50,000	266,000 (64,000)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の()は、1年以内の償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定の総額は、次のとおりであります。

銘柄	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
第1回 無担保社債	20,000	10,000	-	-	-	-
第2回 無担保社債	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	46,000
第3回 無担保社債	16,000	16,000	18,000			
合計	64,000	54,000	46,000	28,000	28,000	46,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,765,724	2,622,000	3.28%	-
1年以内に返済予定の長期借入金	128,758	178,156	1.87%	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,234	1,066	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	701,537	544,590	1.85%	2026年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,901	834	-	2026年～2027年
合計	2,599,154	3,346,647		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

- リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
- 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	124,402	221,702	85,271	43,042
リース債務	834	-	-	-

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	期末残高
貸倒引当金	447	5,610	-	447	5,610
賞与引当金	35,179	63,966	35,179	-	63,966
完成工事補償引当金	6,672	5,232	4,493	2,178	5,232

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗い替えによる戻入額であります。

- 完成工事補償引当金の「当期減少額(その他)」は、未使用残高による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、注記を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a. 資産の部

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	609
預金	
普通預金	698,898
通知預金	4,898
定期預金	80,011
定期積金	3,600
小計	787,407
合計	788,016

②売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
愛知労働局	18,978
愛知県立名古屋高等技術専門学校	5,478
その他	364
合計	24,820

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{(B)}$ 2 365
22,637	79,921	77,737	24,820	75.8	108.4

③販売用不動産

地域別	金銭(千円)
愛知県	1,312,473
東京都	608,560
千葉県	431,753
岐阜県	58,711
その他	13,063
合計	2,424,562

④仕掛販売用不動産

地域別	金額(千円)
愛知県	800,094
三重県	144,142
合計	944,237

b. 負債の部

①買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社考建社	149,754
N-FLOW株式会社	2,584
株式会社ウィング	2,447
株式会社富士通ラーニングメディア	507
その他	46
合計	155,339

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄3丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋証券代行営業部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.nakayamafudousan.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月27日

中山不動産株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員 公認会計士 林 幹根
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 牛丸 智詞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中山不動産株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中山不動産株式会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上